

校長	教頭	教務主任	学科主任	学年主任	保健主任	養護教諭	担任

保護者様

感染症による出席停止の証明書

山口県立小野田工業高等学校

体調不良により医療機関を受診され、感染症による出席停止の指示を受けた場合、下表を記入し、受診を証明できる次の書類等を添付の上、学校に御提出ください。(別途診断書の提出は不要)

<添付書類等>薬袋、診療明細書または薬剤情報提供書の写し(原本は返却しない) *いずれかひとつ提出

生徒情報	機・情・化科 年(番)氏名 (部活動名)	
診断名		
出席停止期間	令和 年 月 日から	疑いにより早退した場合を含む
	令和 年 月 日まで	医師の指示した期間
医療機関名		

令和 年 月 日 保護者氏名(自署)

(参考) ※法改正により変更の場合があります。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 ※1	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
その他	その他の感染症 ※2	

※1 第二種感染症「出席停止の期間の基準」については、「ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。」(学校保健安全法施行規則第19条 一部抜粋)

※2 「その他の感染症」について、溶連菌感染症(A群溶血性レンサ球菌咽頭炎)、マイコプラズマ感染症(マイコプラズマ肺炎)、アデノウイルス感染症(アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎)は、本県では出席停止扱いとなる。(平成18年12月13日付け 山医発第567号)